

事前協議議事録の提出(正・副)

- ・水道施設の概要
管種、管径、延長、弁栓類、給水管、消火栓 等
- ・管理の方法
- ・施設の帰属
- ・費用負担

- 添付書類
- ・位置図・公図転写図(転写連続図)
 - ・現況平面図・造成計画平面図
 - ・**配管詳細図(本管工事がある場合、この時点で提出されることが望ましい)**
 - ・給排水施設計画平面図・土工断面図
 - ・**水理計算書(使用水量・水圧が満たされるか)**
 - ・**給水管配置図(集合住宅の場合は、各階の部屋数(給水栓)がわかるもの)**
 - ・その他必要と認められるもの

不備がある場合

提出内容の審査

本管の口径が足りているか。
将来その本管に接続する可能性があるか。(延長、分岐)
本管の接続方法の可否。
給水管の口径は足りているか。
管理方法の可否。 など

事前協議議事録(副本)の返送

本協議書(同意願出書)*の提出(正・副)

不備がある場合

- ※様式第1号
- ・**[1,000㎡≦開発面積<3,000㎡]** 横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱 第7条
 - ・**[3,000㎡≦開発面積]** 都市計画法 第32条

提出内容の審査

事前協議議事録との相違があるか。
軽微な変更があるか。 など

- 添付書類
- ・事前協議時に準ずる
(軽微なものであれば内容を変更できるが、数量、配管ルート等に係るものは協議が必要)
 - ・**配管詳細図(事前協議に出ていなかった場合)**
(↑この時点までに提出されること。提出がない場合は許可できない)
 - ・協議の経過書を添付(事前協議日を記入)

本協議書(同意願出書)(副)・同意書の返送

開発行為工事の着手 ①、②へ

① 水道施設が給水管扱いの場合 (給水工事)

給水装置工事申込書の提出

不備がある場合

提出内容の審査等

- ・給水工事に関する審査
- ・水道課と道路管理者との道路占用協議 など

給水管工事の着手

工事施工中(現場立会いの要求)

- ・給水管接続時
- ・給水工事完成時

現場立会い

給水工事の完了

② 水道施設に帰属する本管が含まれている場合 (本管工事を伴う給水工事)

給水装置工事申込書の提出(本管と給水管一括で申請)



不備がある場合

提出内容の審査等
 ・給水工事に関する審査
 ・水道課と道路管理者との道路占用協議



必要書類の提出
 ○ 工事着手届・主任専従技術者選定書
 主任技術者の資格が確認できるものを添付
 (DIP、HPPE等の耐震管接続技能資格があること)
 ○ 地下埋設物確認書
 ○ 道路使用許可書(写し)
 ○ 使用資材承認願
 ○ 平面図、配管詳細図、土工断面図
 本協議までに提出されていた内容に変更がなければ、
 提出は不要とする。

※ 選定された主任技術者に、布設する管種に関する接続技能資格があるか確認する。
 ポリエチレン管(φ50mm以下)の本管に関しては、耐震管の接続技能資格は必要としない。
 ※ 使用資材について、現地で資材検収は特別な事情がない限り行わない。
 ただし、保護砂(コンクリート用砂)に関しては、品質確認のため資材検収をする場合がある。



本管工事の着手



本管施工中(立会いの要求)
 ○ 段階確認を行うとき
 (段階確認書を提出し立会いを求める)
 ○ 既設バルブの操作が必要とき
 ○ 不断水分岐工事の施工(水圧試験・穿孔時)
 ○ 本管の通水試験を行うとき
 ○ その他既存の水道施設や構造物により、
 何らかの支障があるとき

段階確認
 協議時に段階確認の箇所、頻度を打合せし決定する

完成検査(本管通水試験)
 試験圧力(DIP 0.98MPa HPPE・PP 0.75MPa)
 (1時間以上保持すること)



本管工事の完了



本管の帰属申請(工事完成検査後速やかに)
 ① 帰属申請書
 ② 工事完成提出書類
 ・工事着手前・完成後写真
 ・資材検収写真
 ・施工状況写真
 ・段階確認写真
 ・出来形管理表、品質管理表
 ③ 竣工図
 ・平面図、配管詳細図、土工断面図
 ・バルブオフセット図
 ・上記データをCD-Rで提出(JWW・PDF)

※ 水道施設の帰属に際して、工事費の算出(税抜き)を行う。
 工事費については、内訳を資材費、土工労務費とし、給水管接続、消火栓の工事費を除くものとする。